

市民税・府民税の申告をお忘れなく

市民税・府民税の申告や、税制改正について詳しくはこちら→ 

申告が必要な方

令和6年1月1日現在、堺市に住所があり、令和5年中に所得があった方

次の場合も市民税・府民税の申告が必要です

- 令和5年中に所得がなかった方でも、国民健康保険料などの算定が必要な場合や所得・課税証明書などが必要な場合

次の全てに該当する方は税務署で確定申告してください

- 所得が公的年金等のみで、令和5年中の収入が400万円以下で源泉徴収税額がある
- 医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの控除を追加し、所得税の還付を受ける

申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 所得が給与のみで、勤務先から堺市に給与支払報告書が提出されている方
- 所得が公的年金等のみで、令和5年中の収入が155万円以下の方
(昭和34年1月2日以降生まれの方は105万円以下)



上場株式等の配当所得や譲渡所得等については、所得税と市民税・府民税で課税方式が統一されますので、ご注意ください。

申告の方法

期間 3月15日まで

提出書類

- 市民税・府民税申告書
- 収入が分かる書類
※給与所得者、年金所得者は源泉徴収票など(写し可)
- 社会保険料の納付証明書
※各種健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- その他、所得や控除が証明できる資料
※医療費控除を受ける場合、医療費控除明細書が必要です。
(領収書はご自宅で5年間保管してください)

! ※収入と控除が分かる書類の提出で申告書の「収入・所得金額」「所得から差し引かれる金額」の記入を省略できます。
※受付した申告書の写しが必要な場合は、申告書のコピーと返信用封筒(返信先を記入し、切手を貼付)を同封してください。

申告書の入手方法



「申告書作成システム」で作成・印刷



市ホームページで申告書をダウンロード



電話かFAXで申告書を取り寄せる
☎0570-001-731 FAX 251-5632
(2月9日までに届かない場合)

郵送で提出

期間 2月16日～3月15日 9～17時15分(土・日曜日、祝休日除く)

※受付に時間を要するため、16時15分までに入场してください。

提出書類 郵送で提出する場合と同じ

申告会場 市役所、中・東・西・南・北・美原区役所
税務署の確定申告会場ではありません。

申告会場は混雑します。混雑緩和のため、簡単で便利な郵送申告にご協力ください。



市民税課職員

期間中の混雑予測

		16(金)	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)		
2月	16(金)	3人	3人	3人	2人	2人	3人	3人	2人	2人	来庁には公共交通機関をご利用ください。	
	19(月)	3人	3人	3人	2人	2人	3人	3人	2人	2人		
3月	1(金)	2人	2人	2人	1人	1人	1人	2人	1人	1人	2人	1人
	4(月)	2人	2人	2人	1人	1人	1人	2人	1人	1人	2人	1人

問 市民税課
☎0570-001-731(ナビダイヤル・有料)
FAX 251-5632

ナビダイヤルが利用できない場合

堺区・西区担当 ☎231-9751
中区・南区担当 ☎231-9752
東区・北区・美原区担当 ☎231-9753

令和5年分確定申告 所得税・消費税申告書作成会場のご案内

問 堺税務署(☎238-5551)

場所	日程	時間
堺地方合同庁舎 (堺区南瓦町2-29) 9階 ※専用の駐車場はありません。	①2月6～15日 ②2月16日～3月15日 ※土・日曜日、祝休日除く。 ただし、2月25日(日)は開設します。	9～17時 相談受付は 16時まで です。 (混雑状況により 早めに相談受付を終了 する場合があります)

※①の期間は、税理士による申告相談を行っています(土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません)。
※税務署では、マイナンバーカードを使ったスマホでの申告相談を実施しています。「**マイナンバーカード**」の持参及び「**暗証番号(4桁と6～16桁の両方)**」をご確認のうえ、ご来場ください。